

住宅金融支援機構マンション共用部分リフォーム融資 商品概要説明書
【管理組合申込み（公財）マンション管理センター保証の場合】
（令和6年度お申込分）（電子契約サービスを利用する場合）

説明事項	商品概要
資金使途	<p>○ マンション管理組合がマンションの共用部分の改良工事を行うための資金[※]</p> <p>※ 保証料及び工事に伴う引越代等の補償費も融資の対象となります。</p> <p>※ 専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等に要する費用のみの場合も融資の対象となります。</p> <p>（注）ローンの借換えには利用できません。</p>
融資額	<p>○ 融資対象工事費以内（10万円単位。最低額は100万円（10万円未満切捨て））</p> <p>※ 融資対象工事費には保証料も含まれます。</p> <p>※ 補助金等の交付がある場合は、上記の額又は融資対象工事費から補助金等を差し引いた額のいずれか低い額となります。</p> <p>※ 毎月の返済額は毎月徴収する修繕積立金の額の80%以内*とする必要があります。これにより融資可能額が上記の額以下となる場合があります。また、既に他のお借入れがある場合は、今回の融資に係る借入金の毎月の返済額に当該他の借入れに係る返済額を加えた合計額が、毎月徴収する修繕積立金の額の80%以内*であることが必要です。</p> <p>* 修繕積立金の滞納割合が10%超20%以内である管理組合がお借入れいただくためには、一定の条件を満たした上で、60%以内とする必要があります。</p> <p>※ 詳しくは「マンション共用部分リフォーム融資のご案内【詳細版】」をご覧ください。</p>
返済期間	<p>○ 1年以上10年以内（1年単位）</p> <p>※ 次の①から⑧までのいずれかの工事を行う場合は返済期間を1年以上20年以内とすることができます。</p> <p>①耐震改修工事、②浸水対策工事、③省エネルギー対策工事、 ④給排水管取替工事、⑤玄関又はサッシ取替工事、⑥エレベーター取替又は新設工事、 ⑦アスベスト対策工事、⑧機械式駐車場解体工事</p>
融資金利	<p>○ 固定金利（全期間固定金利型）</p> <p>※ 借入申込日現在の融資金利が適用されます。</p> <p>※ 金利は、住宅金融支援機構（以下「機構」といいます。）のホームページでご確認ください。</p>
返済方法	○ 元利均等毎月払い又は元金均等毎月払い
担保	○ 必要ありません
保証人	<p>○ 機構が認める保証機関（（公財）マンション管理センター）</p> <p>※ 詳しくは「マンション共用部分リフォーム融資のご案内【詳細版】」をご覧ください。</p> <p>なお、保証料はお客さまの負担となります。保証料の支払は、融資金から保証料分を差し引いて機構がお客さまに代わって行います。</p>
工事完了届	<p>○ 工事完了後、機構に共用部分改良工事完了届等をご提出ください。</p> <p>※ 専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等に要する費用のみの借入れの場合は、業務完了後、機構に業務完了届等をご提出ください。</p>
火災保険	○ 必要ありません
資金のお受取	<p>○ 工事完了^{*1}の届出^{*2}から、約1か月半後^{*3*4}となります。</p> <p>*1 専門家による調査設計の実施、耐震診断の実施、長期修繕計画の作成等に要する費用のみの借入れの場合は、業務完了後となります。</p> <p>*2 管理者又は代表者の本人確認を実施の上、工事完了の届出に必要な書類が全てそろっている必要があります。</p> <p>*3 機構が指定する期間に、電子契約サービスにより金銭消費貸借契約を行っていただく必要があります。</p> <p>*4 資金交付スケジュール（金銭消費貸借契約日、資金交付日及び約定日（毎月の返済日））は、資金交付時期（毎月上期・下期）ごとに決まっています。なお、取扱金融機関によって、資金交付日が異なる場合があります。具体的な日程については、融資総額決定後に機構本支店からお知らせします。</p> <p>※ 保証機関に支払う保証料分が融資金から差し引かれます。そのため、差引き後の額をお受取いただけます。</p>
融資手数料	○ 必要ありません
繰上返済手数料	○ 必要ありません

- ※ お申込時に上記の条件を満たしている場合であっても、機構又は保証機関の審査の結果、返済に懸念がある管理組合については融資をお断りしたり、希望融資額を減額することがありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 電子契約サービスを利用しない場合、契約手続には取扱金融機関への来店が必要です。契約は書面で行い、契約にあたっては別途印紙代が必要です。また、資金のお受取は、工事完了の届出から約2～3か月後となります（資金交付スケジュールは、取扱金融機関ごとに異なります。）。
- なお、電子契約サービスを利用しない場合の取扱いは、金融機関によって対応できないことがありますので、事前に機構本支店にお問い合わせください。
- ※ 反社会的勢力と関係がある管理組合にはご融資できません（管理組合の組合員が反社会的勢力に該当する場合や、住戸が反社会的勢力の事務所等に使用されている場合も含みます。）。
- ※ 一旦お申込みされますと、申込日から6ヶ月を経過する日の属する月の月末までは、お申込みのやり直し（辞退等の後の再度の申込み）はできません。
- ※ この融資をご利用いただく場合、機構が承認した保証機関等の保証を受ける必要があります。